

警報等発令に伴う緊急措置

吹田（北大阪）に**暴風警報・暴風特別警報・レベル4（大雨危険警報）・レベル5（大雨特別警報）**が発令された場合

午前7時の時点で発令の場合	自宅待機	学校給食は中止
午前9時までに解除された場合	解除の時点で登校	学校給食は中止
午前9時までに解除されなかった場合	臨時休校	学校給食は中止
登校後	安全を確認し 下校します。	昼食を食べずに下校となった場合、 調理された給食はキャンセル

※レベル3大雨警報が発令された場合は、原則として臨時休業にはなりません。安全に気をつけて登校してください。

※給食が中止となった場合の給食費の返金は、保健給食室が残金を増やす方法で処理させていただきます。

地震の場合

A：「震度5弱」以上の大規模地震が吹田市に発生した場合

- (1) 登校前・・・臨時休業とします。各ご家庭で安全確保に努めてください。
- (2) 登校中・・・危険な場所を避け、安全な場所に一時避難し、その後揺れが収まったら、学校か自宅の近い方に向かってください。その際、落下物等に注意し、壊れそうな建物や塀、地割れ等に近づかないようにしてください。
- (3) 在校時・・・学校内の安全な場所に避難誘導します。学校や周辺の被害状況を見届け、安全確認のうえ、下校します。（保護者に迎えに来ていただく場合もあります。）
- (4) 下校時・・・原則として「(2)登校中」と同じように行動してください。

B：「震度5弱」未満の地震（余震）が吹田市に発生した場合

- ・ 原則として臨時休業にはしませんが、学校及び地域の被害状況等により、生徒の安全確保の観点から臨時休業の措置を取ることがあります。
- ・ 地震では予期できない事態が発生することがあります。各家庭で状況を判断し安全確保に努めて下さい。